

寄付

でふれあいネットまつどを
応援してください！

新たな20年のスタートをきるために～

設立20周年記念 “2018ふれあい寄付金運動” (11月1日～12月28日)

みなさま

こんにちは。ふれあいネットまつど代表の佐久間浩子です。

いつも、ふれあいサービスをはじめさまざまな活動にご協力くださり、ありがとうございます。心より御礼申し上げます。

私共の会は今年4月に設立20年を迎え、21年目のスタートを切りました。

1998年、「たすけあいを、まずやってみよう！」と私を含め七人の主婦でふれあいネットまつどを立ち上げて20年。本当にいろいろなことがありました。解散の危機もありました。しかし、「ふれあいの灯を消すな」という会員のみなさまの励ましで、今では会員400人を超える団体に成長することができました。誇れることは、20年間一貫して、「困ったときはお互いさまのたすけあい」に取り組んできたことです。

これまでの20年は、これからの20年のスタートでもあります。会を継続していくためには、財政基盤が安定していなくてはなりません。NPOの3つのお財布は、①会費②寄付金③事業収入です。この寄付金のお財布をもっと大きくしたいと思います。

そこで、以下の要領で、ふれあいネットまつど設立20周年記念「2018ふれあい寄付金運動」を行うことにしました。

つきましては、厳しいくらしのなか恐縮に存じますが、みなさまのご協力をお願いいたします。

2018年11月1日

認定NPO法人たすけあいの会ふれあいネットまつど

【募集要領】

- 募集金額 一口＝3,000円(何口でも結構です)
- 募集期間 2018年11月1日(木)～12月28日(金)
- 応募方法
 1. 同封の振込用紙で郵便振替(振込手数料無料)
 2. 京葉銀行寄付口座へ振込(振込手数料ご負担下さい)

口座 京葉銀行北小金支店(普通)2883926 口座名義 認定特定非営利活動法人たすけあいの会ふれあいネットまつど理事佐久間浩子

3. 現金を事務所へご持参ください

- お問い合わせ ふれあいネットまつど事務局 TEL047-710-7450

認定NPO法人への 税制優遇措置として 2018年1月～12月までに、 ふれあいネットまつどへ 寄付いただいた合計額を 2019年に確定申告すると 寄付金額の最大50%が 税額控除されます (税金が安くなります)。

● 税額控除方式で寄付金から控除される金額

【例】

年間1万円寄付した場合

$$\begin{array}{l} \text{国税分} \\ (1万円 - 2,000円) \times 0.4 = 3,200円 \\ + \\ \text{地方税分} \\ (1万円 - 2,000円) \times 0.1 = 800円 \\ \parallel \quad \text{※2} \end{array}$$

4,000円



年間5万円寄付した場合

$$\begin{array}{l} \text{国税分} \\ (5万円 - 2,000円) \times 0.4 = 19,200円 \\ + \\ \text{地方税分} \\ (5万円 - 2,000円) \times 0.1 = 4,800円 \\ \parallel \quad \text{※2} \end{array}$$

24,000円



確定申告を行うことで、寄付金額の最大半額が戻ってきます

※2 住民税も寄付金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4%/市町村住民税6%)です。ただし、各自治体によって異なります。

※控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては従来の所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

⇒⇒⇒⇒⇒ 分からないことはどんなことでも、ふれあいネットまつど事務局へお尋ねください。

認定NPO法人たすけあいの会ふれあいネットまつど
〒270-2251 松戸市金ヶ作99-6 TEL:047-710-7450 FAX:047-710-5940